岡山県新型コロナウイルス感染症対策本部会議(第80回) 〈書面開催〉

日時:令和5(2023)年1月30日(月)

議事次第

- 1 開会
- 2 議題

新型コロナウイルス感染症対策について

3 閉会

資 料

新型コロナウイルス感染症対策について

〇 保健福祉部関係

- ・ 県内の感染状況
- ・県内でのイベント開催についての要請の見直しについて

令和 5 (2023)年1月30日 新型コロナウイルス感染症対策室

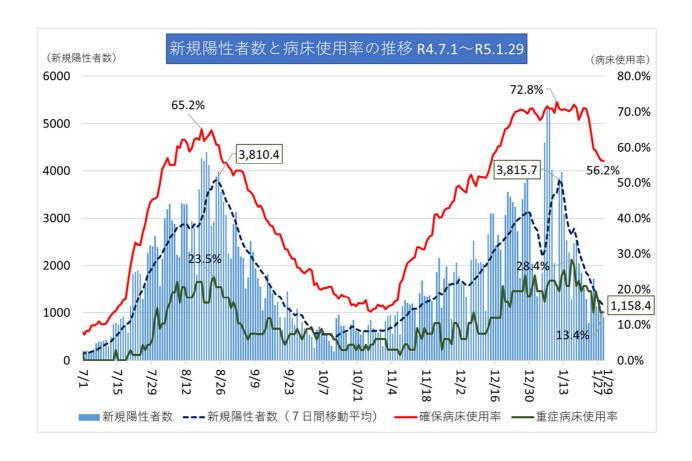
直近1週間の岡山県の状況(1/23~1/29)

区分	確保病反	k使用率 重症者用	新規陽	性者数	PCR等 陽性率	10万人あたり 療養者数	入院率	重症者数	人口10万人 あたり自宅療養者 数及び療養等調 整中の数の合計 値
1/23~1/29	56.2%	13.4%	429.50人	<u>0.76</u>	63.3%	429.5人	6.2%	10人	400.3人
	350床/ 623床	9床/ 67床	8,109人	8,109人/ 10,644人	8,489件/ 13,418件 (※)	8,109人	503人/ 8,109人		7,558人
下段との比較	•	•	•	•	•	•	•	•	•
時点	1/29		1/23~1/29		1/28	1/29			

1/19~1/25	64.2%	19.4%	<u>563.77人</u>	0.59	74.3%	563.8人	5.6%	14人	528.3人
	400床/ 623床	13床/ 67床	10,644人	10,644人/ 18,158人	10,644件/ 14,319件	10,644人	597人/ 10,644人		9,974人

[※] PCR等陽性率は、1/22~28の期間における(新規陽性者数)を(1月28日までに医療機関等から報告があった検査数)で除した割合。

なお、濃厚接触者を医師の臨床診断により、検査を行わず陽性者と判断(みなし陽性)する場合がある。



県内でのイベント開催についての要請の見直しについて

1月30日以降に開催するイベントから、次のとおりとする。

変更点

新 IΒ 県内でのイベントの開催について (特措法第24条第9項に基づく要請) ●県内でのイベントの開催について (特措法第24条第9項に基づく要請) ○ 次の要件に従って、必要な感染防止策を徹底すること ○ 次の要件に従って、必要な感染防止策を徹底すること ○ 業種別ガイドラインの遵守を徹底すること ○ 業種別ガイドラインの遵守を徹底すること ○ 感染防止策が徹底できない場合は、イベント開催を自粛すること ○ 「三つの密」が発生しない席の配置や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、イベントの開催中や前後に おける選手、田演者や参加者等に係るイベント主催者等による行動管理等、基本的な感染防止策を講じること ○ お祭りなど多数の出演者が参加するイベント開催に当たっては、地域の感染状况や過去の感染事例を踏まえた出演者が 取り得る感染対策等も勘案し、開催規模や内容の見直し、必要な感染対策の充実について、適切に判断すること ○ 観客の広場的な移動やイベント等の前後の活動等で生じる感染拡大リスクを抑制するため、イベント等の前後の活動における基本的な感染所止策の徹底等を行うこと ○ お祭りなど多教の出演者が参加するイベント開催に当たっては、地域の感染状況や過去の感染事例を踏まえた出演者が 取り得る感染防止策等も勘索し、開催規模や内容の見直し、必要な感染防止策の充実について、適切に判断すること 感染防止安全計画を策定しない場合 感染防止安全計画を第定する場合 ※次の人数上限、収容率を満たし、かついずれか小さい方を限度とすること 感染防止安全計画を策定しない場合 5,000人又は収容定員50%の 人数上限 感染防止安全計画を策定する場合 収容定員まで ※次の人数上限、収容率を満たし、かつ いずれか小さい方を限度とすること いずれか大きい方 大声なし 100%以内 ※基本的に大声なしでの開催が前提条件 5,000人又は収容定員50%の いずれか大きい方 人数上限 収容定員まで 同一イベントにおいて、「大声あり」、「大声なし」のエリアを明確に区分して開催する場合、 それぞれ50%(大声あり)・100%(大声なし) 大声あり:大声(観客等が、①浦常よりも大きな声量で、②夏夏・継続的に声を発すること)を積極的に推奨す 多又は必要は対策を十分に施さないイベント 収容 100%以内 率 ● 「感染肺止策チェックリスト」(様式5)を作成し、公表(ホームページ用載やイベント会量での掲示等)するとともに、イベント終了日から1年間保管することとの「問題発生(クラスター発生、感染肺止策の不徹底等)した場合は、「イベント結果報告書」(様式6)を果に提出することとは、感染肺止策の不徹底等)した場合は、直ちによった。 「ボイント結果報告書」(様式6)を果に提出することに)「イベント結果報告書」(様式6)を果に提出することとは、 ●「感染防止策チェックリスト」(様式5)を作成し、公 表 (ホームページ再載やイベント会類での掲示等)する とともに、イベント終了中から1年間除営すること ●問題が発生(クラスター発生、感染防止策の不徹底等) した場合は、「イベント結果報告書」(様式6)を果に提 出すること ※ 収容定員が設定されていない場合、大声ありのイベントは十分な人と人との顧順(できるだけ2m、最低1m)を確保し、大声なしのイベントは人と人とが触れ合わない智密の問題を確保すること ※ 参加書き事前に把握できない場合であっても、主催者が想定する参加予定人数が5,000人程の場合は、原則安全計画策定の対象 ※ 各様式、詳細は、同川県ホームページを参照のCと(titus//www.gret-clayama.jo/knkyu/57951.html) ※ 収容定員が設定されていない場合、人と人が熱化合わない環境の間隔を確保すること ※ 参加着を事前に把握できない場合であった。土権者が環境する参加が定人勢が5,000人程の場合は、原則安全計画策定の対象 ※ 各様式、評価は、同川県ホールページを参照のこと (tdtps://www.pet/chayama.jp/hhwy.lg/7605.1.html)

● 県内でのイベントの開催について〔特措法第24条第9項に基づく要請〕

- 次の要件に従って、必要な感染防止策を徹底すること
- 業種別ガイドラインの遵守を徹底すること
- 「三つの密」が発生しない席の配置や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、イベントの開催中や前後における選手、出演者や参加者等に係るイベント主催者等による行動管理等、基本的な感染防止策を講じること
- 観客の広域的な移動やイベント等の前後の活動等で生じる感染拡大リスクを抑制するため、イベント等の前後の活動における基本的な感染防止策の徹底等を行うこと
- お祭りなど多数の出演者が参加するイベント開催に当たっては、地域の感染状況や過去の感染事例を踏まえた出演者が 取り得る感染防止策等も勘案し、開催規模や内容の見直し、必要な感染防止策の充実について、適切に判断すること

	感染防止安全計画を策定しない場合 ※次の人数上限、収容率を満たし、かつ いずれか小さい方を限度とすること	感染防止安全計画を策定する場合 (5,000人超かつ収容率50%超)				
人数 上限	5,000人又は収容定員50%の いずれか大きい方	収容定員まで				
収 容 率	100%以内					
条 件	●「感染防止策チェックリスト」(様式5)を作成し、公表(ホームページ掲載やイベント会場での掲示等)するとともに、イベント終了日から1年間保管すること ●問題が発生(クラスター発生、感染防止策の不徹底等) した場合は、「イベント結果報告書」(様式6)を県に提出すること	●「感染防止安全計画」(様式4)を策定し、イベント開催 2週間前までに県に提出すること ●イベント終了後、1か月以内に(ただし、問題が発生(ク ラスター発生、感染防止策の不徹底等)した場合は、直ち に)「イベント結果報告書」(様式6)を県に提出すること				

- ※ 収容定員が設定されていない場合、人と人が触れ合わない程度の間隔を確保すること
- ※ 参加者を事前に把握できない場合であっても、主催者が想定する参加予定人数が5,000人超の場合は、原則安全計画策定の対象
- ※ 各様式、詳細は、岡山県ホームページを参照のこと(https://www.pref.okayama.jp/kinkyu/676051.html)